

文化学園国際ファッション産学推進機構規程

(趣旨)

第1条 この規程は、文化学園国際ファッション産学推進機構（以下「推進機構」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 推進機構は、国際的な視点に立ち、ファッション産業界と教育界が連携・提携することにより、双方がともに有益となるような事業を企画・運営し、相互協力が推進されることを目的とする。

(組織)

第3条 推進機構に機構長及び職員を置く。

- 2 機構長は理事長が任命する。
- 3 機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 機構長は理事長の委任を受け、機構業務を統轄し、推進機構を代表する。
- 5 業務分掌に関する規程は、別に定める。
- 6 推進機構の運営と各部署との連絡を円滑にするため、推進機構委員会を置く。
- 7 推進機構委員会の規程は、別に定める。

(情報の収集と公開)

第4条 ファッション産業界と教育界の連携推進にあたり、それらに有益な情報の収集を積極的に行い、公開に努める。

(規程の改正)

第5条 この規程の改正は、推進機構委員会の審議を経て、理事長の決裁を得なければならない。

附 則

この規程は、平成23年9月1日から施行する。